

岩手県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林予定森林の所在場所 岩手郡岩手町大字沼宮内第28地割16の9、16の10、16の12、16の13、16の15、16の22、16の23、16の26、16の28から16の31まで、16の34、16の37、16の40から16の42まで、16の49、16の51から16の53まで、16の55、16の64から16の66まで、16の68、16の69、16の75、16の76、16の78、16の88、16の90から16の92まで、16の95、16の96、16の104、16の108から16の110まで、16の133、44、57の1、161の131から161の133まで、161の136から161の192まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

第28地割16の13・16の28から16の31まで・16の37・16の42・16の51・16の66・16の68・16の75・16の104・16の109・16の110・44・57の1（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び岩手町役場に備えておいて縦覧に供する。